

米子市・日本下水道事業団災害支援協定

米子市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲が所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う当該下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、その円滑な実施を確保することにより、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大並びに生活環境の悪化及び公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- （1）地震、津波、暴風、豪雨、洪水、豪雪その他異常な自然現象
- （2）前号に掲げるもののほか、甲、乙協議して定める事象

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、別記に掲げるものとする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- （2）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による報告を行うために必要な資料の作成
- （3）協定下水道施設の応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、その機能を暫定的に確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の当該協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事
- （4）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（その作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会い
- （5）前各号に掲げる支援に附帯する支援

（災害支援の要請）

第4条 甲は、協定下水道施設について災害が発生した場合において、

必要があると認めるときは、乙に対し、災害支援を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「支援要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、文書により支援要請を行うことができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信を行うことができないときは、口頭又は電話）により行うことができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に対して文書を提出するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、支援要請があったときは、乙の人員等に応じて可能な範囲で、災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、支援要請に基づく災害支援の全部又は一部を完了したときは、速やかに、甲に対し、その内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、支援要請に基づく災害支援（第3条第1号及び第2号に掲げる災害支援を除く。）に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の費用として、乙の職員の人件費及び旅費、使用した機材及び薬品の代価その他の実費に相当する額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに、当該請求に係る費用の額を乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続することができない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙は、相手方がこの協定に定める事項に違反した場合には、当該相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局 米子市下水道部施設課

(2) 乙の事務局 中国・四国総合事務所施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第1項及び第2項に定める現況届は、別記様式によるものとする
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27
日本下水道事業団
理事長

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

内浜処理場

皆生処理場

淀江浄化センター

2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

中央ポンプ場

祇園ポンプ場

大谷ポンプ場

新加茂ポンプ場

青木ポンプ場

上福原ポンプ場

富益団地ポンプ場

西福原ポンプ場

別記様式

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇〇・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡 先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
最新図面作成年月日		ルート図	一般平面図	水位関係図
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。